関西学生ハンドボール連盟規約改　正　案

（名称）

第１条　本連盟は、関西学生ハンドボール連盟(以下、「本連盟」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本連盟に事務局を置く。

２　事務局の所在地は、理事会の議決によって定める。

（目的）

第３条　本連盟は、学生の本分を守り加盟校相互の協力によりハンドボール競技を通じて競技技術の向上、普及及び振興を図り、もって学生の健全な人格形成に寄与し、体力の向上と人間性の涵養を目的とする。

（事業）

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行なう。

（１）　春季・秋季リーグ戦

（２）　各種競技会

（３）　各種大会に参加する代表チームおよび代表選手の推薦、選抜、派遣

（４）　ハンドボール技術の向上、普及調査、研究およびこれに必要な各種講習会や研修会の実施

（５）　その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

２　本連盟の事業年度は、毎年２月１日に始まり、翌年１月３１日に終わる。

（組織）

第５条　本連盟は、次に掲げる組織のいずれにも登録している大学をもって組織する。

（１）　公益財団法人日本ハンドボール協会

（２）　全日本学生ハンドボール連盟

（３）　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府若しくは県の協会

（加盟）

第６条　本連盟への加盟を希望する大学は、会長に加盟を願い出て、学生常任委員会で審議のうえ、理事会で承認を得なければならない。

（登録）

第７条　本連盟の加盟校は、所定の様式で毎年指定する期日までに登録しなければならない。

（脱退）

第８条　本連盟の加盟校が脱退を希望する場合は、会長に脱退を願い出て、理事会の承認を得なければならない。

（処分）

第９条　加盟校及び加盟校の部員、役員、学生役員等（以下、「加盟校等」と言う。）が、本規約若しくは理事会等の決定事項に反する行為、及び本連盟の品位を著しく傷つける行為があったと認められた場合は、理事会の議決により、注意、警告、降格、除名等の処分をすることができる。

２　本連盟の役員に第１５条に反する行為があったと認められたときは、同役員に対し、理事会の議決により、戒告、停職、免職等の処分をすることができる。

（表彰）

第１０条　加盟校等に、本連盟の活動に対して功績があったと認められるときは、理事会の議決によりこれを表彰することができる。

（評議員）

第１１条　本連盟に、評議員を置く。

２　評議員は、５名以内とし、本連盟の役員を兼務することはできない。

３　評議員は、加盟校からの推薦を受け、会長・副会長が協議し任命する。

４　評議員の任期は、役員の任期と同様とする。

５　任期満了前に退任した評議員に代わって選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了時までとする。

（役員）

第１２条　本連盟に次の役員を置く。

（１）　会長　１名

（２）　副会長　若干名

（３）　理事　３０名以内

（４）　監事　２名

（５）　学生常任委員長　１名

（６）　学生常任副委員長　３名以内

２　理事の中から理事長１名、副理事長若干名、常務理事若干名を置く。

（役員の選出）

第１３条　役員は次の方法により選出する。

１　会長は、理事会の推薦により選出する。

２　副会長は、理事会の承認をもって会長が任命する。

３　理事は、加盟校の推薦により１５名以内、会長の推薦により１５名以内とし、評議員会の議決によって選出する。
４　理事長は、理事の互選により選出し、会長が任命する。
５　副理事長は、理事会の承認をもって理事長が指名する。
６　常務理事は、理事長、副理事長及び理事長が指名した理事とする。
７　監事は、会長が任命する。
８　学生常任委員長及び学生常任副委員長は、学生委員の中から互選し、学生委員会の議決によって選出する。

（役員の職務）
第１４条　役員の職務は次のとおりとする。
（１）　会長は、本連盟を代表する。
（２）　副会長は、会長を補佐する。また、副会長のうち会長が指名する１名を会長代行とし、会長に支障があるときはその職務を代理する。
（３）　理事は、理事会を組織し、本連盟を運営する。
（４）　理事長は、本連盟の会務を統括し、会長、副会長に事故あるときはその職務を代理する。
（５）　副理事長は、理事長を補佐する。また、副理事長のうち理事長が指名する１名を理事長代理とし、理事長に支障があるときはその職務を代理する。
（６）　常務理事は、理事長の命を受けて本連盟の会務を分掌する。また、学生常任委員と協力し、本連盟の運営と会務の執行にあたる。
（７）　監事は、本連盟の会務並びに会計を監査する。
（８）　学生常任委員長は、学生委員を統括し、理事長の命を受けて本連盟の運営にあたる。
（９）　学生常任副委員長は、学生常任委員長を補佐する。また、学生常任副委員長のうち学生常任委員長が指名する１名を学生常任委員長代行とし、学生常任委員長に支障があるときはその職務を代理する。

（役員の義務）
第１５条　役員は、その責任の重要性に鑑み、理事会等の議決を遵守し、誠実に職務を行わなければならない。
２　役員は、自らの責任を自覚し、公益財団法人日本ハンドボール協会コンプライアンス規程等に準拠し、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、ハンドボールの健全な普及、発展に努めなければならない。

（役員の任期）
第１６条　第１２条第１項第１号から第３号に定める役員の任期は２年とし、再任は妨げない。
２　第１２条第１項第４号及び第５号に定める役員の任期は１年とし、再任は妨げない。

３　役員の欠員等で選任された役員の任期は、前任者の任期満了時までとする。

（最高顧問及び名誉会長）

第１７条　本連盟に、最高顧問及び名誉会長を置くことができる。

２　最高顧問及び名誉会長は、理事会の議決を経て会長が推戴する。

（顧問及び参与）

第１８条　本連盟に、顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、理事会の議決を経て会長が推戴する。

３　顧問及び参与は、会長の諮問に応じ適切な助言をすることができる。

４　顧問及び参与にも、第１５条の規定を適用する。

（学生委員）

第１９条　加盟校は、学生委員１名以上を選出するものとする。

２　学生委員は、各加盟校の代表として、本連盟の運営に協力しなければならない。

３　学生委員は、加盟校の代表として、以下の権利を有するものとする。

（１）　本連盟の運営に関して意見等を述べること

（２）　本連盟の運営に関する情報の開示を要求すること

（３）　学生委員会、学生常任委員会及び理事会に対して、直接、議案を提案すること

４　学生委員の任期は１年とし、再任は妨げない。

（学生常任委員）

第２０条　学生常任委員は、学生委員の互選により選出し、学生委員会の議決によって決定する。

２　学生常任委員の任期は１年とし、再任は妨げない。

３　学生常任委員が決定（変更）した場合は、理事会に報告しなければならない。また、学生常任委員長及び学生常任副委員長を決定（変更）した場合も同様とする。

（会議）

第２１条　本連盟は、運営を円滑に行うため、次の会議を開催する。

（１）　評議員会

（２）　理事会

（３）　常務理事会

（４）　専門部会

（５）　学生委員会

（６）　学生常任委員会

（７）　その他、理事長が必要と認める会議

（評議員会）

第２２条　評議員会は、本連盟の最高議決機関とし、次の事項を議決する。
（１）　規約の改正
（２）　役員の改選
（３）　予算及び決算
（４）　事業報告及び事業計画
（５）　その他、本連盟の運営に必要な事項
２　評議員会は、全ての評議員をもって構成し、会長がこれを招集する。
３　評議員会は、定時評議員会として毎年度２月に開催する。なお、理事会の議決による他、学生常任委員会の要求があった場合は、臨時に評議員会を開催しなければならない。
４　評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。
５　評議員会には、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事、学生常任委員長及び学生常任副委員長が出席する。なお、理事長が特に認めた者の出席を認めることができる。
６　評議員会は、評議員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席した構成員の過半数をもって議決する。
７　評議員会は、議事録を作成し、評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印し、保存するものとする。

（理事会）
第２３条　理事会は、理事、学生常任委員長及び学生常任副委員長で構成する。なお、理事長が特に認めた者の出席を認めることができる。
２　理事会は、原則として定期的に開催する。なお、理事の１／３以上の請求があったときは、臨時理事会を開催することができる。
３　理事会は、理事長が招集する。
４　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
５　理事会は、次の事項を審議する。
（１）　本規約改正案の立案、策定
（２）　本規約を執行するに必要な各種規定等の制定
（３）　会長及び理事長の選出
（４）　理事及び学生常任委員の業務分掌
（５）　予算及び決算
（６）　事業報告及び事業計画
（７）　その他、本連盟の運営に関する必要な事項
６　理事会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席した構成員の過半数をもって議決する。
７　理事会は、議事録を作成し、理事のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印し、保存するものとする。

（常務理事会）

第２４条　常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、学生常任委員長及び学生常任副委員長で構成する。なお、理事長が特に認めた者の出席を認めることができる。
２　常務理事会は、理事長が招集する。
３　常務理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
４　常務理事会は、理事会に提案すべき案件を審議する。
５　常務理事会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席した構成員の過半数をもって議決する。
６　常務理事会は、議事録を作成し、保存するものとする。

（専門部会）
第２５条　理事会の下に、次の専門部会を置く。
（１）　総務（広報を含む）
（２）　財務
（３）　競技（登録を含む）
（４）　審判
（５）　強化(普及・国際を含む)
（６）　トレーナー
２　各専門部会は、部長、副部長、理事及び学生常任委員をもって構成する。
３　各専門部会の部長及び副部長は、理事長が任命する。

（学生委員会）
第２６条　学生委員会は、学生委員で構成する。
２　学生委員会は、学生常任委員会から請求があったときに開催する。
３　学生委員会の議長は、学生常任委員長がこれにあたる。
４　学生委員会は、次の事項を審議する。
（１）　学生常任委員の選出
（２）　本連盟の運営に関する意見等
（３）　本連盟の運営に関する情報開示の要求
（４）　学生常任委員会及び理事会に対する議案
５　学生委員会は、学生委員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決する。
６　学生委員会は、議事録を作成し、保存するものとする。

（学生常任委員会）
第２７条　学生常任委員会は、学生常任委員で構成する。なお、学生常任委員長が特に認めた者の出席を認めることができる。
２　学生常任委員会は、学生常任委員長が招集する。
３　学生常任委員会の議長は、学生常任委員長がこれにあたる。

４　学生常任委員会は、本連盟及び公式戦等の運営実務に関する必要な事項を審議する。
５　学生常任委員会は、学生常任委員の過半数（委任状を含む。）の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決する。
６　学生常任委員会は、議事録を作成し、保存するものとする。

（会計）
第２８条　本連盟の会計年度は、毎年２月１日に始まり、翌年１月３１日に終わる。
２　本連盟の経費は、運営費、大会参加費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
３　本連盟の予算は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。
４　本連盟の決算は、理事会の議決を経て監事の意見を付し、評議員会の承認を得なければならない。
５　会計処理の詳細は、別に定める。

（規約改正）
第２９条　本規約は、理事会において出席理事の２／３以上の議決を経て、評議員会の議決を経て改正することができる。

附　則
この規約を昭和５７年２月１７日から実施する
昭和５７年２月１７日一部改正する
平成２年２月１日より改正実施する
平成３年２月２３日より一部改正する
平成８年２月１日より一部改正実施する
平成１５年２月２２日より一部改正実施する
平成１７年２月１２日より一部改正実施する
平成２７年２月２１日より改正実施する
平成２９年２月１８日より改正実施する。
平成３１年２月１６日より一部改正実施する。
令和２年２月２２日より一部改正実施する。